

第82回定時株主総会 インターネット開示事項

1. 業務の適正を確保するための体制
2. 株主資本等変動計算書
3. 個別注記表

太洋物産株式会社

上記書類は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様にご提供しているものです。

業務の適正を確保するための体制

○ 基本的な考え方

事業目的の達成を支援し、企業の社会的責任の取り組みを有効に発揮させる内部統制の目的は、コンプライアンスの確保・財務報告の信頼性確保・業務の効率化等にあります。それらを有効なものとして定着させ、運用していくためには、コーポレート・ガバナンスの確立と全社的に法令順守とリスク管理を企業風土として定着させることが重要な課題と考えております。

○ 整備状況

内部統制システムの整備状況は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制

内部統制システムを有効に運用するため、取締役・従業員が社会規範に則した行動をとるための企業倫理行動指針として「行動規範」を制定し、取締役会が任命する者で構成される「コンプライアンス委員会」（年4回開催）を中心として、この「行動規範」が企業風土に定着する努力を絶えず行うことにより、法令及び定款に適合した業務が行われる体制をとっております。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例取締役会を月1回開催し、法令または定款に定める事項及び経営上の重要事項の決定、並びに業績・業務の執行状況の把握を行うとともに懸案事項が生じた時は、臨時取締役会を適宜開催することにより、迅速かつ効率的な意思決定ができるよう努めております。

(3) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会を定期的を開催することで、当社の業務執行の状況について意見を交換するとともに、取締役会及び経営戦略会議等の重要な会議に出席し、ヒアリング及び積極的に発言することで、法令及び定款に沿う業務執行等についての監査機能を確保する体制をとっております。

(4) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、従業員29名程度の小規模会社であることから、専属の従業員を配置していませんが、監査役の必要に応じて内部監査室が連携する体制をとっております。

(5) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が、当社に重大な影響を及ぼす事項、職務の執行に関する法令違反、不正行為の事実等について監査役に報告する体制、及び監査役から要請がある場合にその事実を速やかに報告する体制をとっております。

(6) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会が任命する者で構成される「危機管理委員会」を設置し、発生しうる様々な危機に関する予防策を講じ、また、発生時の体制を整えております。

○ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、総務部を窓口として、警察、弁護士等の関係機関と連携しながら、迅速かつ組織的に対応いたします。また、平素から警察や関係団体など外部専門機関と連携して情報を収集し、反社会的勢力の排除に向けた取り組みを行っております。

○ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、「コンプライアンス委員会」を設置し、経営チェック機能の強化に努めております。さらにグループウェアを活用した情報共有など適時開示すべき会社情報の共有化を図っております。
- (2) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社の取締役及び幹部社員をメンバーとする営業会議を毎月1回開催し、各部門がおかれている現状についての情報交換を行い、問題点についての共有化を図っております。
- (3) 当社の監査役は、当社の重要な会議に出席したほか、取締役や従業員から聴取を行うなど、業務の執行状況を直接的に確認しました。また、代表取締役社長、会計監査人または内部監査室との会合を定期的を実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図っております。
- (4) 取締役会が任命する者で構成される「危機管理委員会」において、当社を取り巻く環境の変化により生じるリスク、その発生時の対応について討議しております。
- (5) 反社会的勢力に対しては、弁護士、警察等の外部関係機関との連携を含め組織全体で毅然とした対応の徹底を行っております。

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 本 金	資 本 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
		資 準 備 金			利 益 剰 余 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 積 立 金	途 繰 越 利 益 剰 余 金	
2021年10月1日 残 高	1,414,931	1,376,871	-	1,376,871	123,200	17,356	3,050,000	△5,884,925	△2,694,368
事業年度中の変動額									
新株の発行	157,792	157,792		157,792	-				-
無償減資	△1,314,931	△1,376,871	2,691,802	1,314,931	-				-
欠損填補			△2,691,802	△2,691,802	△123,200	△17,356	△3,050,000	5,882,359	2,691,802
当期純利益				-	-			133,020	133,020
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				-	-				-
事業年度中の変動額合計	△1,157,138	△1,219,078	-	△1,219,078	△123,200	△17,356	△3,050,000	6,015,379	2,824,822
2022年9月30日 残 高	257,792	157,792	-	157,792	-	-	-	130,454	130,454

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2021年10月1日残高	△969	96,465	7,441	7,441	-	103,906
事業年度中の変動額						
新株の発行		315,585		-		315,585
無償減資		-		-		-
欠損填補		-		-		-
当期純利益		133,020		-		133,020
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	3,258	3,258	8,927	12,186
事業年度中の変動額合計	-	448,605	3,258	3,258	8,927	460,792
2022年9月30日残高	△969	545,071	10,699	10,699	8,927	564,699

個別注記表

記載金額に関する注記

記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては、事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等並びに子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

商品 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) デリバティブ

時価法によって評価しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、顧客との契約に含まれる別個の財又はサービスを識別し、これを取引単位として履行義務を識別しております。当社では、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があるため、履行義務の識別にあたっては本人か代理人かの検討を行っており、自らの約束の性質が、特定された財又はサービスを自ら提供する履行義務である場合には本人と判定しております。

一方、一部の有償支給取引については、部材の提供を受け、他の当事者に引渡し加工することにより顧客要求の製品となるよう手配する履行義務である場合には代理人として判定しております。本人か代理人かの検討に際しては、下記の指標に基づき総合的に判断しております。

- ・当社が、特定された財又はサービスを提供する約束の履行に対する主たる責任を有している。
- ・特定された財又はサービスが顧客に移転される前、又は顧客への支配の移転の後に、当社が在庫リスクを有している。
- ・特定された財又はサービスの価格の設定において当社に裁量権がある。

当社が本人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価の総額で収益を認識しております。また、当社が代理人に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することで権利を得ると見込まれる対価の純額で収益を認識しております。これらの取引については、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。なお、出荷から引き渡しまでごく短期間で行われる国内の販売については、出荷した時点において当該商品の支配が顧客に移転されると判断し、出荷時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、財又はサービスに対する支配を顧客に移転した時点で収益を認識しております。履行義務の対価は、履行義務を充足してから主として一年以内に受領しており、重大な金融要素を含んでおりません。

5. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を行っております。

会計方針の変更に関する注記

（収益の認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。

また、当事業年度の損益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19号及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、当事業年度より、重要性が増したため、独立掲記しております。

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「前払年金費用」は、当事業年度より、明瞭性の観点から独立掲記しております。

会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品 2,592,884千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

棚卸資産は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により評価しており、取得原価と当事業年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。なお、営業循環過程から外れた棚卸資産については、その保有期間に応じた一定の減価率を設定し、取得価額に当該減価率を乗じることにより、収益性の低下の事実を適切に反映するよう処理しております。正味売却価額は、業界情報等における相場情報をもとに適正に見積もった価額をもとに算定しております。

今後の顧客のニーズの変化、新型コロナウイルスの感染拡大や市場環境の悪化等により将来の正味売却価額が著しく下落した場合には、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

当事業年度の評価損の金額は53,481千円であります。

追加情報

新型コロナウイルス感染症の流行拡大に伴う業績への影響等については、現時点で入手可能な情報を基に検証等を行っておりますが、その影響は不確実性が大きく、当事業年度以降についても、当社の財政状態、経営成績への影響を注視する必要があるものと考えております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産	
担保に供している資産	
売掛金	2,422,424 千円
建物	53,976 千円
土地	145,560 千円
上記に対応する債務	
短期借入金	5,659,045 千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	128,859 千円
3. 関係会社に対する金銭債権債務	
金銭債権	
売掛金	48,874 千円
未収入金	1,800 千円
立替金	865 千円
長期未収入金	12,138 千円
金銭債務	
未払費用	1,164 千円
4. 輸出手形割引高	62,672 千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	469,190 千円
2. 顧客との契約から生じる収益	
損益計算書上の売上高	21,045,811 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式数の総数	普通株式	1,934,019 株
2. 自己株式数	普通株式	753 株
3. 剰余金の配当		
(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当		
該当事項はありません。		
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力が翌事業年度となるもの。		
該当事項はありません。		
4. 当事業年度の末日における発行済新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）		
の目的となる株式の種類と総数		
普通株式		564,500 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(1) 繰延税金資産	
事業税等	3,575千円
関係会社出資金評価損	23,317千円
退職給付引当金	33,031千円
未払交際費	5,625千円
株式等評価損	901千円
繰越欠損金	309,655千円
その他	3,053千円
繰延税金資産小計	379,157千円
評価性引当額	△379,157千円
繰延税金資産合計	－千円
(2) 繰延税金負債	
為替予約	4,722千円
前払年金費用	34,438千円
繰延税金負債合計	39,161千円
(3) 繰延税金負債の純額	39,161千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融取引に対する取組方針

当社は、資金調達については、事業計画に基づき必要な運転資金を主として銀行借入によることを基本的な取組方針としております。資金需要の内容によっては、社債発行及び増資等によりその資金を賄うなど、最適方法により調達する方針であります。一時的な余剰資金については、預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。なお、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、レバレッジの効く投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払費用は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。その一部には輸入に伴う外貨建債務があり、為替リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は、主に運転資金のための資金調達であり、返済日は最長で決算日後1年以内であり、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、通貨関連では外貨建金銭債権債務や外貨建予定取引に係る為替の変動リスクヘッジを目的とした為替予約取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、各事業部門における取引担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券や投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引に関する社内規程に従い、担当者が決済担当者の承認を得て行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各事業部門からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次の表に含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金については、短期間で決済され、帳簿価額が時価に近似していることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)電子記録債権	8,276	8,276	－
(2)売掛金	4,390,427	4,390,427	－
資 産 計	4,398,703	4,398,703	－
(1)支払手形	383,481	383,481	－
(2)買掛金	770,543	770,543	－
(3)短期借入金	5,949,610	5,949,610	－
(4)未払費用	342,480	342,480	－
(5)1年以内長期借入金	2,328	2,328	－
負 債 計	7,448,443	7,448,443	－
(6)デリバティブ取引※	15,422	15,422	－

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)電子記録債権、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)支払手形、(2)買掛金、(3)短期借入金、(4)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)1年以内長期借入金

1年以内長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率（借入期間の残存期間及び信用リスクを加味した利率）で割り引いた現在価値により算定しております。

(6)デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	326,312	－	(注)2.
為替予約等の原則処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	307,028	－	25,383
	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	211,754	－	△9,961

(注) 1.時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づいて算定しております。

2.為替予約等の振当処理によるものはヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(7) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社出資金59,442千円は市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3.金融商品適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1以外のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引	－	15,422	－	15,422

②時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
電子記録債権	－	8,276	－	8,276
売掛金	－	4,390,427	－	4,390,427
資産計		4,398,703		4,398,703
支払手形	－	383,481	－	383,481
買掛金	－	770,543	－	770,543
短期借入金	－	5,949,610	－	5,949,610
未払費用	－	342,480	－	342,480
1年以内長期借入金	－	2,328	－	2,328
負債計	－	7,448,443	－	7,448,443

持分法損益等に関する注記

1. 関連会社に関する事項

関連会社に対する投資の金額	59,442 千円
持分法を適用した場合の投資の金額	125,767 千円
持分法を適用した場合の投資損失の金額	9,121 千円

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有していません。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被保有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	太洋不動産株式会社	東京都渋谷区	100,000	不動産管理及び保険代理業	(被所有)直接5.7%	当社所有の土地・建物の管理及び保険代理業。役員の兼任あり。	保険料の支払	9,434	—	—
							立替経費	—	未収入金	1,800
									長期未収入金	12,138

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等保険料の支払いについては、当社と関連を有しない一般取引先と同様の条件により、また、立替経費については一般の取引条件を勘案し価格交渉の上、決定しております。
3. 太洋不動産株式会社は、2022年4月30日付で柏原滋氏が当社取締役を辞任したことにより、関連当事者ではなくなっております。なお、取引金額については関連当事者であった期間のものを、期末残高については、関連当事者に該当しなくなった時点のものを記載しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

商品区分別に分解した売上高は以下のとおりです。

商品区分	報告セグメント			金額（千円）
	食料部	営業開拓部	生活産業部	
牛肉	1,896,391			1,896,391
牛肉その他	790,541			790,541
加工食品	1,592,948			1,592,948
鶏肉	5,314,015			5,314,015
鶏肉その他	426,517			426,517
農産品		2,029,543		2,029,543
化学品		619,696		619,696
中国関連		5,804,241		5,804,241
豚肉			2,542,774	2,542,774
その他			29,141	29,141
顧客との契約から生じる収益	10,020,413	8,453,481	2,571,916	21,045,811
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	10,020,413	8,453,481	2,571,916	21,045,811

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社は、以下の5つのステップアプローチを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価額を算定する

ステップ4：取引価額を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点（又は充足するにつれて）収益を認識する

①牛肉・牛肉その他・加工食品・鶏肉・豚肉・農産品

主に農畜産物を卸売販売する業務を行っており、当該商品を外部顧客に提供する義務を負っておりません。

当該履行義務は当該商品の支配が移転した時点で、充足されると判断しております。そのため、当該商品が営業倉庫内にて外部顧客に名義変更される時点をもって、当該履行義務が充足されると判断し、この時点で収益を認識しております。

②化学品

主に化学塗料や美白材等といった化学製品を海外に卸売販売する業務を行っており、当該商品を外部顧客に提供する義務を負っております。

当該商品が国内から海外への船積がなされた時点で、外部顧客に当該商品の支配が移転するため、その時点で、当該履行義務が充足されると判断し、この時点で収益を認識しております。

③中国関連・その他

主に第三国においてECサイト等で販売する化粧品等の雑貨類を卸売販売する業務を行っており、当該商品を外部顧客に提供する義務を負っております。

当該履行義務は当該商品の支配が移転した時点で、充足されると判断しております。そのため、当該商品が第三国の営業倉庫内にて外部顧客に名義変更された時点をもって、当該履行義務が充足されると判断しております。

3. 収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	3,117,143
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,398,704
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	4,279
契約負債（期末残高）	19,788

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 292円9銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 81円75銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。